

《日本共産党 2021.10.15 回答》

医療基本法に関するアンケート

質問 1-1

今回の衆議院議員選挙における公約に、医療基本法の制定が明記されているか？

<回答>

明記しています。

質問 1-2

質問 1-1 の回答が「明記されていなしりである場合、その理由は如何？

<回答>

(空欄)

質問 1-3

医療基本法に関する党の考え方は如何？

<回答>

日本共産党はこの間の国政選挙で、患者の権利を明確にし、医療行政の全般に患者の声を反映する仕組みをつくる「医療基本法」の制定をかかげてきました。

重い窓口負担を苦しめた受診抑制や、行政主導の病床削減・病院統廃合による地域医療の後退などの現実もあるなか、憲法 25 条に基づいて患者の権利を確立する「基本法」の制定は、患者・国民本位の医療を実現するうえで重要がある、というのが私たちの立場です。

コロナ危機によって、日本の医療体制の脆弱さが改めて問題となっている今、その意義は、さらに高まっていると考えます。

質問 2-1

今回の衆議院選挙における公約に、医療政策の決定プロセスへの患者・市民の参画推進について記載されているか？

<回答>

「医療基本法」について述べた党の公約に、「医療行政の全般に患者の声を反映する仕組みをつくる」ことを記載しています。

質問 2-2

質問 2-1 の回答が「明記されていなしりである場合、その理由は如何可？

<回答>

(空欄)

質問 2-3

医療政策の決定プロセスへの患者・市民の参画推進に関する党の考えは如何？

<回答>

患者本位の医療制度・医療提供体制を実現するためには、国政でも地方でも、医療行政の全体に患者・市民の声を反映させていくことが不可欠です。

1972年、当時の内閣が「医療基本法案」を国会に提出したことがありましたが、そこには、住民代表や患者組織の代表を審議会等に参加させる仕組みがなく、国民から批判の声が上がり、日本共産党もその立場で政府案を批判しました(法案は廃案)。

コロナ危機のなかで、「患者本位」に真っ向から反する医療政策の現実も次つぎと表面化しました。患者・市民の声を医療行政に反映させる仕組みの構築は、いっそう切実になっていると考えます。

質問 3-1

今回の衆議院選挙における公約に、患者の権利の尊重・擁護について記載されているか？

<回答>

「医療の安全、患者の権利の確立」の項を設け、医療基本法のほかに、医療事故の検証、無過失補償制度、医療情報の開示などについて記載しています。

質問 3-2

質問 3-1 の回答が「明記されていなしりである場合、その理由は如何？

<回答>

(空欄)

質問 3-3

患者の権利の尊重・擁護に関する党の考えは如何？

<回答>

日本の医療行政には、ハンセン病問題、優生保護法にもとづく強制不妊・堕胎、スモン等の薬害事件、悲惨な医療事故など、数多くの負の歴史があります。コロナ危機のもとでは、治療が必要なコロナ患者が「原則自宅療養」とされ、医療の手が届かないまま自宅死に至る事例なども生まれました。これらの反省に立って、患者の権利の尊重・擁護を、医療政策の中軸に据えることが必要です。そのためにも、患者の権利を法律に規定し、医療行政全般に患者・市民の声を反映する制度上の仕組みをつくることが重要になると考えます。

質問 4

わたしたちの医療基本法要綱案フォーラム版に関する党の見解は如何?

<回答案>

憲法 13 条と 25 条を土台に医療の基本理念と患者の権利を明確にし、国・地方の医療政策の決定過程に患者・市民・医療従事者を参画させることを義務づけるなど、私たちの提案とも重なるもので、全面的に賛同します。

医療基本計画、医療計画推進協議会、基本的諸施策の規定なども含め、今後の提案・議論の参考にさせていただきたいと考えます。